



◆◆通信販売 注文前によく確認を!◆◆



相談者：村山さん

村山さん：最近、足腰が弱ってきたから**テレビショッピング**で見た健康食品を注文してみようと思ってんだ。

ケロちゃん：**ちょっとまってケロ！テレビショッピングの他にもラジオ、新聞広告、インターネットなど、通信販売に関するトラブルが毎日たくさん報告されているケロ！**

《 トラブルの事例 》

- お金を振り込んだのに商品が届かない
- 1回だけの購入だと思ったら定期購入になっていた
- 途中解約できない
- 届いた商品が想像と違い返品したいが返品できない
- 業者と連絡が取れない・・・など



県消費生活センター
キャラクター
“ケロちゃん”

村山さん：どんなことに注意すれば良いんだべ？

アドバイス

- ◇ 事業者の名称・所在地・電話番号など表示されているか
- ◇ 定期購入が条件になっていないか、中途解約できるか
- ◇ 返品・交換などの条件
- ◇ 商品の使い方・使用上の制限がないかなど

説明がわからない場合や契約内容についての記載がない場合は**自分から確認し、納得してから注文しましょう**。通信販売ではクーリング・オフの制度はありません。ただし、**契約条件によっては返品できる可能性もあります**ので、お早めにお近くの消費生活相談窓口**消費者ホットライン「188(いやや)」**番に相談して下さい。



10月・11月の消費生活法律相談



業者との契約トラブル、借金などのご相談に、法律専門家の立場から弁護士が**無料**でアドバイスします。**事前予約制**となっていますので、下記までお問い合わせください。

会場	開設日	時間	お問い合わせ先
県消費生活センター (山形県庁2階)	10月10日(水) 11月 7日(水)	14:30~16:30	023-624-0999

ウォーターサーバーレンタルの契約は慎重に！



ショッピングモールでウォーターサーバーのレンタルと水の定期宅配を契約したが、自分で管理できず、解約を申し出たところ、高額な解約料を請求されたというトラブルが報告されています。

- 特設ブースで勧誘を受けても、自宅に設置できるか、実際に管理・取扱いができるか、契約前によく考えましょう。
- ウォーターサーバーのレンタル契約は複数年と定められていたり、中途解約すると解約料が発生したりするので注意が必要です。

契約する際は、管理・取扱方法だけでなく、契約金額、解約条件など、契約内容をよく確認しましょう。



ご用心！

災害に便乗した悪質商法

地震、大雨などの災害時には、それに便乗した悪質商法が多数発生しています。

悪質商法は災害発生地区だけが狙われるとは限りません。災害に便乗した悪質な商法には十分にご注意してください。

また、義援金詐欺の事例も報告されています。義援金は確かな団体を通して送るようにしてください。

◆災害発生時に寄せられた相談事例◆

- 屋根の無料点検後、高額な契約を迫られた。
- 豪雨で雨漏りし修理してもらったが、更にひどくなった。
- 市役所の者だと名乗る人が自宅に来訪し、義援金を請求された。
- アンケートに答えたら補償金が受け取れると言われた。

お断り！




山形県消費生活センター

〒990-8570 山形市松波2-8-1（山形県庁2階）

《相談受付》 月曜～金曜 午前9時～午後5時

《電話番号》 023-624-0999

ホームページは [山形県消費生活センター](#) で 



消費者ホットライン <188番> もご利用ください。